

教階を進めるには

教階を進めるには、現在の教階叙任後の経過年数・年齢の基本条件および講習会受講回数等の要件を満たさなければなりません。

基本条件

教階を進めるには下記の条件を満たしていることが必要となります。

	経過年数	年齢制限	冥加料	
正輔教	輔教から2年以上		10,000円	
讚教	正輔教から7年以上		30,000円	
正讚教	讚教から10年以上	40歳以上	100,000円	
司教	正讚教から10年以上	50歳以上	200,000円	注意事項(4)
正司教	司教から10年以上	60歳以上	300,000円	注意事項(4)

叙任要件

① 輔教から正輔教へ進むには、次の要件の1つに該当していることが条件となります。

- 1) 輔教叙任後に高等講習会を3回以上修了している。
- 2) 浄土門主または宗務総長の命による各種布教教化に関する講座、講習会および研修会に講師として2回以上出講した実績がある。
- 3) 宗教教育担当教員で、本宗関係の各種道場、講座、講習会または研修会に講師として3回以上出講した実績がある。
- 4) 本宗、地区または教区が主催する各種教化に関する講座、高等講習会、研修会その他の講演会に講師として5回以上出講した実績がある。
- 5) 浄土宗総合研究所の研究員で研究期間を修了している。
- 6) 布教師養成講座初級の課程を修了している。

② 正輔教から讚教へ進むには、正輔教叙任後、高等講習会を3回以上修了し、次の要件の1つに該当していることが条件となります。

- 1) 毎年10日以上布教した実績（所属寺院の檀信徒のためのものを除く）がある。
- 2) 宗門内外の各種公益教化事業に2年以上誠実に従事した実績がある。
- 3) 二級式師以上の法階に叙任され、または三級詠唱教司以上に認定されている。
- 4) 住職（主任）に5年以上就任し、または僧階新叙後10年以上を経過して、檀信徒その他の者を教化育成した実績がある。

※上記に限らず、次の要件の1つに該当される方は讃教へ進むことができます。

- イ) 浄土門主または宗務総長の命による各種布教教化に関する講座、講習会もしくは研修会に講師として5回以上出講した実績がある。
 - ロ) 宗教教育担当教員で、本宗関係の各種道場、講座、講習会または研修会に講師として10回以上出講した実績がある。
 - ハ) 本宗、地区または教区が主催する各種教化に関する講座、講習会、研修会その他の講演会に講師として15回以上出講した実績がある。
- ニ) 常任布教師に4年以上就任し、その布教に従事した実績がある。
- ホ) 浄土宗総合研究所の研究員以上の職に任命され、2個以上の研究テーマについて共同もしくは単独で研究し、その研究期間を修了し、現に研究成果が発表されている。
- ヘ) 布教師養成講座中級の課程を修了している。

③讃教から正讃教へ進むには、讃教叙任後、講習会を5回以上修了し、次の要件の1つに該当していることが条件となります。

- 1) 毎年15日以上布教した実績（所属寺院の檀信徒のためのものを除く）がある。
- 2) 宗門内外の各種公益教化事業に4年以上誠実に従事した実績がある。
- 3) 一級式師以上の法階に叙任され、または二級詠唱教司以上に認定されている。
- 4) 住職（主任）に10年以上就任し、または僧階新叙後15年以上を経過して、檀信徒その他の者を教化育成し、かつ、徒弟を養成し教師もしくは助教師の資格を取得させた実績が1人以上ある。

※上記に限らず、次の要件の1つに該当される方は正讃教へ進むことができます。

- イ) 五重相伝または授戒の伝燈師を勤めた実績がある。
 - ロ) 別開五重相伝の教誡師または五重相伝もしくは授戒の勸誡師を勤め、受者の訓育に励み、宗義の要義を講授した実績がある。
 - ハ) 浄土門主または宗務総長の命による各種布教教化に関する講座、講習会もしくは研修会に講師として10回以上出講した実績がある。
- ニ) 宗教教育担当教員で、本宗関係の各種道場、講座、講習会または研修会に講師として15回以上出講した実績がある。
- ホ) 本宗、地方または教区が主催する各種教化に関する講座、講習会、研修会その他の講演会に講師として20回以上出講した実績がある。
- ヘ) 指定布教を4回以上命じられ、または常任布教師に8年以上就任し、その布教に従事した実績がある。

ト) 浄土宗総合研究所の主任研究員以上の職に任命され、3個以上の研究テーマについて共同若しくは単独で研究し、その研究期間を修了し、現にその研究成果について自ら発表している。

チ) 大五重を成満している。

リ) 布教師養成講座上級の課程を修了している。

④正讃教から司教へ進むには、次の要件の2つ以上に該当していることが条件となります。

- 1) 毎年30日以上布教（所属寺院の檀信徒のためのものを除く）し、住職（主任）に15年以上就任し、僧侶、檀信徒その他の者を教化育成し、教区において業績の卓抜なことが認められている。
- 2) 宗内の公益教化事業関係諸団体の代表または代表に準ずる立場の役員に4年以上就任し、所属団体の教化業績の向上に貢献した実績が多い。
- 3) 伝宗伝戒または聖書伝授の道場における教誡師に命じられ、受者を訓戒し、伝書、戒儀の要義を講授した実績が多い。
- 4) 別開五重相伝の教誡師または五重相伝もしくは授戒の勸誡師を15回以上勤め、受者の訓育に励み、宗義の要義を講授した実績が多い。
- 5) 本宗関係の各種道場、講座、講習会または研修会に講師として頻繁に出講し、僧侶、檀信徒その他の者を教化した実績が多い。
- 6) 二級法式教師以上の法階に叙任され、または一級詠唱教司もしくは詠唱教導司に認定されている。
- 7) 指定布教を6回以上命じられ、または常任布教師に12年以上就任し、その布教に従事した実績がある。

⑤司教から正司教へ進むには、布教教化の業績が特に卓抜でなければなりません。

注意事項

- (1) 本人以外は申請することができません（ただし追贈は除く）。
- (2) 講習会とは、教学・教化高等講習会、教師研修会、地区布教研修会等の本宗および地方主催のものをさします。
- (3) 教区において開催する普通講習会、布教研修会は2回受講により講習会1回分になります。※「普通講習会修了者等の取扱い」参照
- (4) 司教・正司教に進む場合は教育学事審議会（教階学階審査会）の議を必要とします。
- (5) 司教・正司教に進む場合は、申請は毎年度1回一度（11月頃）になります。
- (6) 申請をされる前に経過年数・講習会修了回数・その他の叙任要件を総務部へご確認ください。

添付書類

- 正輔教申請 —— (1) 『講習会』修了証3枚以上
(2) 布教師養成講座初級の修了証(写)
- 讃 教申請 —— (1) 『講習会』修了証3枚以上・詳細履歴書
(2) 布教師養成講座中級の修了証(写)
- 正讃教申請 —— (1) 『講習会』修了証5枚以上・詳細履歴書
(2) 布教師養成講座上級の修了証(写)
- 司 教申請 —— 詳細履歴書
- 正司教申請 —— 詳細履歴書

様式番号	62	申請書名	教階進叙任申請書
------	----	------	----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105